



2025 年 10 月 24 日

各 位

会社名 株式会社アイモバイル
代表者 代表取締役社長 野口 哲也
(コード番号：6535 東証プライム市場)
専務取締役
問合せ先 コーポレート統括本部長 文田 康博
(TEL：03-5766-7230)
(E-mail：imir@i-mobile.co.jp)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会（以下、「本取締役会」といいます。）において、以下の通り、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役に対する処分の概要

(1) 割当日	2025 年 11 月 21 日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 9,900 株
(3) 処分価額及び処分総額	本自己株式処分については、取締役の報酬等として無償で交付されるものですが（会社法第 202 条の 2）、公正な評価額として、本取締役会の決議日の直前営業日（2025 年 10 月 23 日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（609 円）に上記の処分する株式数（9,900 株）を乗じた金額（6,029,100 円）を処分総額としております。
(4) 割当予定先	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。） 1 名 9,900 株

2. 執行役員に対する処分の概要

(1) 払込期日	2025 年 11 月 21 日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 13,800 株
(3) 処分価額	1 株につき 609 円
(4) 処分総額	8,404,200 円
(5) 割当予定先	当社の取締役を兼務しない執行役員 4 名 13,800 株

3. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）及び当社の取締役を兼務しない執行役員（以下、「対象執行役員」といい、対象取締役とあわせて「割当対象者」といいます。）が当社株式を所有することで株主との価値共有を一層進め、健全な起業家精神の発揮に資するよう、割当対象者の株式保有を促進するとともに、長期的な企業価値向上及び持続的成長の実現に向けた動機付けを目的として、割当対象者に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の内容を改定することを、2025 年 9 月 25 日の取締役会で決議しております。

また、2025 年 10 月 24 日開催の第 18 期定時株主総会において、本制度に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対して、これまでの 3 事業年度にわたる職務執行の対価に相当する株式数を 3 事業年度の初年度に一括して割当て、退任時に譲渡制限を解除するという付与方法に加えて、毎事業年度の業績成果に応じて対象取締役へ譲渡制限付株式を割当て、退任時に譲渡制限を解除する付与方法を追加することにつき、ご承認いただいております。

なお、本制度において、本譲渡制限付株式の割当てのために発行又は処分される当社普通株式の総数は年間 300,000 株以内、金額は、年額 300 百万円を上限（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とすることに変更はありません。また、原則として 1 事業年度当たりの職務執行の対価相当額として、実質的には年間 100,000 株以内、年額 100 百万円以内となることを想定しております。

その上で、当社は、本取締役会において、対象取締役 1 名及び対象執行役員 4 名に対し、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、当社の自己株式である普通株式 23,700 株（以下、「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。なお、対象取締役に対しては、金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要さず、対象執行役員に対しては、当社から譲渡制限付株式付与のための金銭債権合計 8,404,200 円を支給し、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込むことといたします。また、対象執行役員による譲渡制限付株式の引受けの申込みについては、対象執行役員の任意としており、当該引受けを希望する対象執行役員にのみ割当てられるものであり、譲渡制限付株式の割当てによって対象執行役員の給与等が減額されることはありません。また、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を退任又は退職する日までとしております。

<株式割当契約の概要>

当社は、割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

割当対象者は、本割当株式の割当日又は払込期日（以下、「本割当日」といいます。）から当社の取締役、執行役員、その他当社取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日又は本割当日の属する当社の事業年度に係る当社の有価証券報告書（本割当日が当社の事業年度開始後 6 ヶ月以内の日である場合には当社の半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします（以下、「本譲渡制限」といいます。）。

（2）譲渡制限の解除条件

割当対象者が本割当株式の本割当日から当該本割当日を含む期に係る定時株主総会終

結の時までの期間、継続して、当社の取締役、執行役員、その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。なお、割当対象者が本割当株式の本割当日から当該本割当日を含む期に係る定時株主総会終結の時までに、退任又は退職した場合（死亡により退任又は退職した場合を含みます。）、原則として割当対象者が保有する本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、本譲渡制限を解除いたします。但し、当社の取締役会が退任又は退職の経緯を勘案の上、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を調整できるものといたします。

（３）無償取得事由

上記（２）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、原則として割当対象者が保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除いたします。但し、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

（５）株式の管理

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

- ４．執行役員に対する本自己株式処分における処分価額の算定根拠及びその具体的内容
- 対象執行役員に対する本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、本取締役会の直前営業日（2025年10月23日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である609円としております。これは、本取締役会の決議直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上